

## 参考資料

「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等  
との調和に関する条例」関係資料

(参考資料 1) 条例の概要

(参考資料 2) 条例

(参考資料 3) 条例施行規則

(参考資料 4) 条例の手引き

**【総 則】**

**第1条 目 的**

- 2050年までの脱炭素社会の実現の重要性が増大している一方、地域の自然環境、歴史・文化的環境等へ配慮すべきことについて県民等の要請にこたえることが緊要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業を行う者と県民等との間で合意形成を図るための手続を定めること等により、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的とする。

**【知事認定までの手続き等】**

**第3条 発電事業計画の作成及び認定等**

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再エネ発電事業計画を作成し、知事の認定を受けなければならない。
- ただし、当該再エネ発電事業計画が、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内で行われる市町村が認定する再エネ発電事業の場合は、知事に対して市町村から認定を受けた旨を届け出なければならない。

**第4条 再エネ発電事業計画の案の協議**

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

**第5条 再エネ発電事業計画の案の説明**

- 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成し、再エネ発電事業計画案について、地元住民に対する説明会を開催しなければならない。

**第6条 再エネ発電事業計画の案の届出**

- 再エネ発電事業実施予定者は、説明会を踏まえ、必要に応じて再エネ発電事業計画案を修正し、知事に届け出なければならない。
- 知事は、届出があったときは、当該事業計画案について公表しなければならない。

**【設置工事の実施等】**

**第13条・14条 工事の実施、届出**

- 認定を受けた再エネ発電事業実施予定者が行う再エネ発電事業に関する工事は、当該認定を受けた再エネ発電事業計画に従って行わなければならない。
- 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備の設置に関する工事を行おうとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 認定再エネ発電事業実施者が自ら工事を中止する場合には、知事に届け出なければならない。

**第15条 工事の停止命令等**

- 知事は、再エネ発電事業に関する工事について、当該工事に係る再エネ発電事業計画と適合しないことが明らかであると認める場合等には、当該工事の停止又は中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

**【維持管理・廃止等】**

**第16条・第17条 維持管理・廃止**

- 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業及び事業区域内の土地等の維持管理をしなければならない。
- 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を廃止しなければならない。

**第18条 報告徴収及び立入検査**

- 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業者に対し、事業の状況等を報告させ、または職員に事業所等に立ち入り、検査させることができる。

**第2条 定義（対象発電施設等）**

- 発電種別及び規模  
太陽光：500kW以上（建造物の屋上等に設置されるものを除く）  
風 力：500kW以上 水 力：200kW以上 バイオマス：300kW以上 地 熱：300kW以上  
※ 種別については、再エネ特措法（FIT法）上の再エネ電気を対象  
※ 規模については、電気事業法上の工事計画の事前届出の範囲を踏まえ規則で規定  
※ 再エネ海域利用法に基づく洋上風力については、国が促進区域の指定や海域の占用許可等を行うため対象外

**第7条 意見の提出**

- 当該発電事業計画に関し利害関係を有する者は、事業計画案公表の日から30日以内に、知事に対し、自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。
- 知事は、意見書が提出された場合、当該意見書の概要を再エネ発電事業実施予定者に通知し、当該概要に対する見解を求めなければならない。
- 再エネ発電事業実施予定者は、意見書の提出があったときは、その意見を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

**第8条 再エネ発電事業計画の認定の申請等**

- 再エネ発電事業実施予定者は、認定を受けようとするときは、申請書を知事に提出しなければならない。
- 再エネ発電事業実施予定者は、届出を行おうとするときは、市町村の認定後、届出書及び市町村が認定した事業計画の写しを知事に提出しなければならない。

**第9条 関係市町村の長からの意見聴取**

- 知事は、認定の申請書を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知し、当該発電事業計画に対する関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

**第10条 認定の基準**

- 知事は、認定の申請があった場合において、意見書の内容、再エネ発電事業実施予定者の見解、認定申請書の内容及び市町村長の意見を踏まえ、当該再エネ発電事業の実施について本条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、その認定をするものとする。

**【改善命令、認定の取消し等】**

**第19条 改善命令**

- 知事は、認定再エネ発電事業実施者が再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業を実施していないと認める場合等には、改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる。

**第20条・第21条 認定の取消し、勧告及び命令**

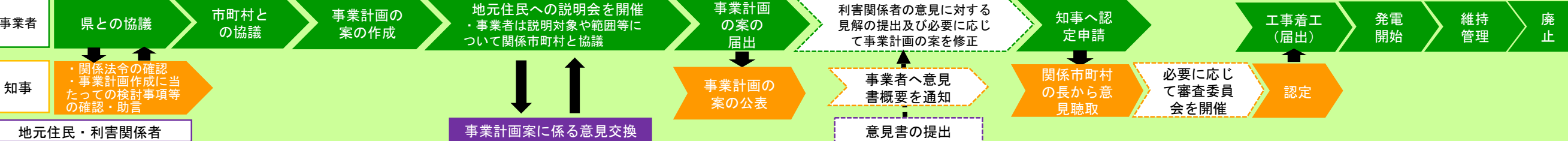
- 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により認定を受けたときは認定を取り消し、また、本条例による命令に違反したとき等は、認定を取り消すことができる。
- 知事は、事業者が認定を受けずに再エネ発電事業を実施している場合には、期限を定めて、必要な手続きの実施その他の措置を講ずるよう勧告・命令することができる。
- 知事は、命令を受けた事業者が正当な理由がなく、当該命令に従わないときは、当該事業者の氏名、違反の事実等を公表する。

**【山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会】**

第22条～第28条  
山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

- 認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 委員会は、委員10人以内で組織し、委員の任期は2年とする。
- 委員会に、専門事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

**【認定申請等のフローイメージ】**



## 山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 再生可能エネルギー発電事業の実施（第3条―第21条）
- 第3章 山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（第22条―第28条）
- 第4章 雑則（第29条・第30条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、2050年までの脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現の重要性が増大している一方、地域の自然環境、歴史・文化的環境等に配慮すべきことについての県民等の要請にこたえることが緊要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者（以下「再エネ発電事業実施予定者」という。）と県民等との間で合意形成を図るための手続を定めること等により、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史・文化的環境地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境とが一体となって形成してきた良好な環境並びに人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された環境で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第5号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する設備及びその附属設備で、規則で定める出力以上のものをいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業再生可能エネルギー発電設備の全部又は一部を土地（造成された土地を含む。）に設置し、発電する事業をいう。

### 第2章 再生可能エネルギー発電事業の実施

#### （再エネ発電事業計画の作成及び認定）

第3条 再エネ発電事業実施予定者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再エネ発電事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電事業が法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係るものである場合には、当該再エネ発電事業実施予定者は、前項の認定を受けることを要しない。この場合において、当該再エネ発電事業実施予定者は、同条第3項の規定による認定を受けた旨を知事に届け出なければな

らない。

(再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議)

第4条 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、前項の規定による協議の後、関係市町村（当該再エネ発電事業実施予定者が作成しようとする再エネ発電事業計画の案に関し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から意見を求める必要があると知事が認める市町村をいう。以下同じ。）の長に対し、規則で定めるところにより、当該再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議を求めなければならない。

(再エネ発電事業計画の案の説明)

第5条 再エネ発電事業実施予定者は、前条の規定による措置の後、再エネ発電事業計画の案を作成し、地元住民（関係市町村の住民のうち、再生可能エネルギー発電事業により、その生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者をいう。以下同じ。）に対して、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から、説明会の開催その他地元住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(再エネ発電事業計画の案の届出)

第6条 再エネ発電事業実施予定者は、地元住民の意見を踏まえ、必要に応じて再エネ発電事業計画の案を修正し、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及び当該再エネ発電事業計画の案を公表しなければならない。

(意見書の提出)

第7条 前条第2項の規定による公表があったときは、地元住民その他の当該再生可能エネルギー発電事業に関し利害関係を有する者は、当該公表の日から30日以内に、知事に対し、規則で定めるところにより、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。

2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、遅滞なく、再エネ発電事業実施予定者に対し、当該意見書の概要を通知するとともに、期限を定めて、当該意見書の概要についての再エネ発電事業実施予定者の見解を求めなければならない。

3 再エネ発電事業実施予定者は、前項の意見書の概要を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(再エネ発電事業計画の認定の申請等)

第8条 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請書を提出しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第2項後段の規定による届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより、法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写しを添えて行わなければならない。

(関係市町村の長からの意見聴取)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、関係市町村の長に対し、同項の申請書の写しを送付するとともに、期限を定めて、当該関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

(認定の基準)

第 10 条 知事は、第 7 条第 1 項の意見書、同条第 2 項の見解、第 8 条第 1 項の申請書及び前条の意見を踏まえ、当該再生可能エネルギー発電事業の実施についてこの条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、第 3 条第 1 項の認定をするものとする。

2 第 3 条第 1 項の認定には、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 3 条第 1 項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定を受けた再エネ発電事業計画を公表するものとする。

(再エネ発電事業計画の変更等)

第 11 条 認定再エネ発電事業実施者（第 3 条第 1 項の認定（この項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、同条第 1 項の認定を受けた再エネ発電事業計画（この項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定再エネ発電事業計画」という。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定再エネ発電事業実施者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第 4 条から第 8 条第 1 項まで、第 9 条及び前条の規定は、第 1 項の規定による変更の認定について準用する。

4 第 3 条第 2 項後段の規定による届出を行った再エネ発電事業実施予定者は、法第 22 条の 3 第 5 項において準用する法第 22 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第 12 条 認定再エネ発電事業実施者が当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を譲渡したときは、譲受人は、当該認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。

2 認定再エネ発電事業実施者について相続、合併又は分割（当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継した法人は、当該認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により認定再エネ発電事業実施者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(工事の実施)

第 13 条 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事及び当該再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の造成に関する工事（以下「再エネ発電設備設置等工事」という。）を行わなければならない。

(工事の届出)

第 14 条 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備設置等工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備設置等工事を中止する場合（次条の規定により中止する場合を除く。）には、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

い。

(工事の停止命令等)

第 15 条 知事は、再エネ発電設備設置等工事が、当該再エネ発電設備設置等工事に係る認定再エネ発電事業計画に適合しないことが明らかであると認める場合には、認定再エネ発電事業実施者に対し、当該再エネ発電設備設置等工事の停止又は中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(維持管理の方法)

第 16 条 認定再エネ発電事業実施者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電事業を実施する区域内の土地の維持管理をしなければならない。

(廃止の方法)

第 17 条 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を廃止しなければならない。

- 2 前項の規定により再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第 3 条第 1 項の認定（第 11 条第 1 項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）は、第 1 項の規定により認定再エネ発電事業実施者が認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

(報告徴収及び立入検査)

第 18 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令等)

第 19 条 知事は、認定再エネ発電事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定再エネ発電事業実施者に対し、その改善に必要な措置その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないとき。
- (2) 第 10 条第 2 項の規定により第 3 条第 1 項の認定に付された条件に違反したとき。

(認定の取消し)

第 20 条 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により第 3 条第 1 項の認定を受けたときは、当該認定を取り消さなければならない。

- 2 知事は、認定再エネ発電事業実施者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 3 条第 1 項の認定を取り消すことができる。
  - (1) 第 15 条又は前条の規定による命令に違反したとき。
  - (2) 第 18 条第 1 項の規定により報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは



虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 知事は、前2項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(認定を受けないで再生可能エネルギー発電事業を実施している者に対する勧告及び命令)

第21条 知事は、第3条第1項の認定を受けないで再生可能エネルギー発電事業を実施している者に対し、期限を定めて、必要な手続その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、同項の規定による命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、当該者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

### 第3章山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

(設置)

第22条 第3条第1項の認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第23条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第24条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 委員会に、専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第27条 委員会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 第 4 章 雑則

(市町村の条例との関係)

第 29 条 市町村の条例により、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域において行う再生可能エネルギー発電事業については、第 4 条から第 8 条第 1 項まで、第 9 条から第 11 条第 3 項まで及び第 12 条から前条までの規定は適用せず、第 3 条第 2 項中「法第 22 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けた同条第 1 項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係る」とあるのは「第 29 条に規定する市町村の区域内で行おうとする」と、「前項」とあるのは「同項」と、「同条第 3 項の規定による認定を受けた」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業を行う」と、第 8 条第 2 項中「第 3 条第 2 項後段」とあるのは「第 29 条の規定により読み替えて適用する第 3 条第 2 項後段」と、「法第 22 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けた同条第 1 項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写し」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類」と、第 11 条第 4 項中「第 3 条第 2 項後段」とあるのは「第 29 条の規定により読み替えて適用する第 3 条第 2 項後段」と、「法第 22 条の 3 第 5 項において準用する法第 22 条の 2 第 3 項の規定による認定を受けた」とあるのは「第 29 条の規定により読み替えて適用する第 8 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類の記載事項に変更があった」とする。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手される再エネ発電設備設置等工事に係る再生可能エネルギー発電事業（同日前に当該再生可能エネルギー発電事業について第 4 条及び第 5 条の規定による措置に相当する措置が講じられたと知事が認めるものを除く。）について適用する。



山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する  
条例






--








--


--


--







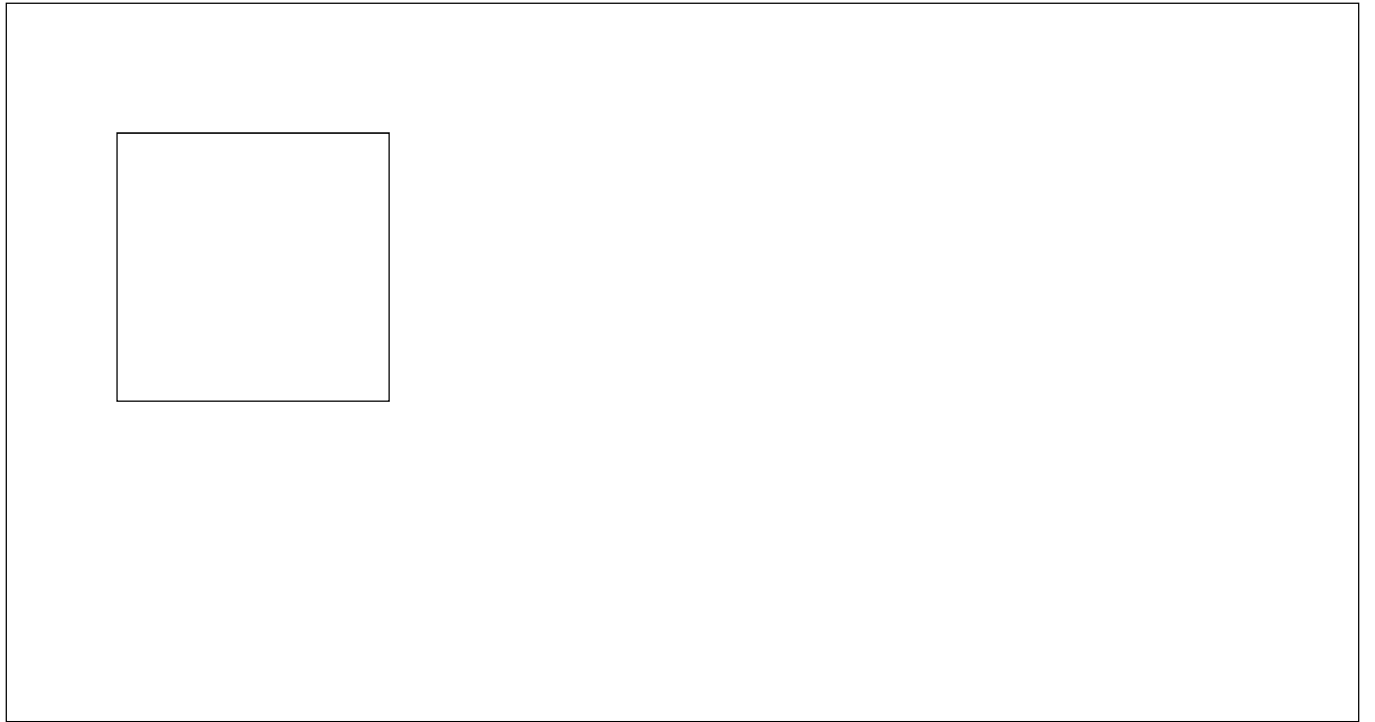

--


--









山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、  
歴史・文化的環境等との調和に関する条例の手引き

令和 4 年 2 月

〔 令和 5 年 6 月改定  
令和 6 年 6 月改定 〕

山形県エネルギー政策推進課

# — 目 次 —

【はじめに】	… 1
【本手引きにおける主な用語の説明】	… 2
【本条例に基づく認定までの手続の基本的な流れ】	… 3
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	… 4
第2条 定義	… 6
<b>第2章 再生可能エネルギー発電事業の実施</b>	
第3条 再生可能エネルギー発電事業計画の作成及び認定	… 8
第4条 再エネ発電事業計画の案の協議	… 9
第5条 再エネ発電事業計画の案の説明	… 11
第6条 再エネ発電事業計画の案の届出	… 17
第7条 意見書の提出	… 17
第8条 再エネ発電事業計画の認定の申請等	… 18
第9条 関係市町村の長からの意見聴取	… 19
第10条 認定の基準	… 20
第11条 再エネ発電事業計画の変更等	… 21
第12条 地位の承継	… 22
第13条 工事の実施	… 23
第14条 工事の届出	… 23
第15条 工事の停止命令等	… 24
第16条 維持管理の方法	… 24
第17条 廃止の方法	… 24
第18条 報告徴収及び立入検査	… 25
第19条 改善命令等	… 26
第20条 認定の取消し	… 26
第21条 勧告及び命令	… 27
<b>第3章 山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会</b>	… 28
第22条 設置	
第23条 委員	
第24条 委員長	
第25条 会議	
第26条 専門委員	
第27条 庶務	
第28条 委任	
<b>第4章 雑則</b>	
第29条 市町村の条例との関係	… 29
第30条 委任	… 30
<b>様式集</b>	… 31～48

## 【はじめに】

再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり、災害などの安全面や自然環境、景観等への影響に対する懸念などから、事業者と地元住民とのトラブルが起きるなど、全国的に問題が顕在化し、昨年度、本県においても、大規模風力発電の計画が白紙撤回される事案が発生しました。

地球温暖化対策やカーボンニュートラルの実現、地域の活性化のためにも再生可能エネルギーの更なる導入は不可欠である一方で、発電所の設置等に当たっては、地域の自然環境、歴史・文化的環境等と調和を図ることが求められています。

こうしたことから、県では、発電事業者と県民等との間で合意形成を図るための手続き等を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的として、「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定しました。

本条例に基づき、発電事業者と地元住民が、再エネ発電事業の計画初期段階から、十分にコミュニケーションを取って事業を進めていくことで、地域との共生が図られた再エネの導入を目指していきたいと考えています。

関係の皆様には、本条例の制定趣旨を御理解いただき、円滑な制度運用に御協力をお願いいたします。

令和4年2月

【本手引きにおける主な用語の説明】

本手引きでの表記・略称	正式又は正確を期すための名称、定義等
条例	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（令和3年12月山形県条例第66号）
施行規則	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例施行規則（令和3年12月山形県規則第83号）
再エネ特措法	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
FIT/FIP認定	再エネ特措法第9条に基づく認定（同法第10条第1項に基づく変更認定を受けたものを含む）
再エネ特措法上の説明会	FIT/FIP認定の要件として、再エネ特措法第9条第2項第7号に基づいて開催する説明会 ※ 2024年2月資源エネルギー庁策定「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」参照
環境影響評価法	環境影響評価法（平成9年法律第81号）
県環境影響評価条例	山形県環境影響評価条例（平成11年7月山形県条例第29号）
再エネ海域利用法	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）
森林法	森林法（昭和26年法律第249号）
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
砂防三法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂防法（明治30年法律第29号）</li> <li>・ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）</li> <li>・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）</li> </ul>

## 【本条例に基づく認定までの手続の基本的な流れ】

処理期間 (目安)	項目	事業者	県	市町村	地元住民 (利害関係者)
30日※	県との協議	協議申出書の提出	関係法令や検討事項等の確認 ・協議事項等を通知		
		協議事項等への対応	協議終了を通知		
30日※	市町村との協議	協議申出書の提出		関係法令や検討事項等及び説明会の対象範囲を確認 ・協議事項等を通知	
		協議事項等への対応		協議終了を通知	
	事業計画案の作成	事業計画案の作成			
	事業計画案の説明	協議結果に基づき説明会を開催 ※説明会の概要は認定申請時の資料とする			説明会参加
	事業計画案の届出	説明会を踏まえ事業計画案を修正し、県へ事業計画案を届出			
	事業計画案の公表		事業計画案の届出を受理 → 事業計画案の公表		
30日	利害関係者からの意見		利害関係者からの意見募集を開始		県へ意見書提出
			意見書概要を事業者へ通知		
30日		意見書に対する見解を作成し県へ提出	見解受理 → 意見書概要・見解公表		
		(必要に応じて事業計画を修正)			
	認定申請	申請書を県へ提出	申請書受理 → 市町村長の意見聴取		
30日				市町村長意見を県へ提出	
			(必要に応じて審査委員会を開催)		
			認定を通知		
		工事着工届出を県へ提出			
			工事着工届出受理		

※ 処理期間は目安であり、事業内容により協議に時間を要する場合があります。



## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、2050年までの脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現の重要性が増大している一方、地域の自然環境、歴史・文化的環境等に配慮すべきことについての県民等の要請にこたえることが緊要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者（以下「再エネ発電事業実施予定者」という。）と県民等との間で合意形成を図るための手続を定めること等により、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的とする。

### 【全般的事項】

○ 再生可能エネルギー発電事業（再エネ発電事業）を実施する上では、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保することが必要であり、本条例は、そのために必要な手続を定めているものです。事業を行うに当たっては、条例の各規定に定める手続を遵守することはもちろんのこと、以下に掲げるような姿勢をもって事業を実施することが必要となります。

#### ① 地域の実情を十分に把握した上で、地域貢献にも資する事業の実施

- ・ 再エネ発電事業は、地域がこれまで守ってきた資源を活用して行う事業です。このため、地域の資源を損なわないように地域の実情を十分に把握の上、地域の理解を得た再エネ発電事業を行うことが必要です。
- ・ 活用する地域の資源を維持するためにも、事業の成果を地域に還元して地域の活性化につなげ、地域の一員として地域を支えることが必要です。

#### ② 地域との信頼関係の構築と適切なコミュニケーションの実施

- ・ 大規模な再エネ発電事業は、事業が実施される地域とその生活環境への影響が大きいため、地域の自然環境、歴史・文化的環境等の悪化や騒音等の生活環境への影響を懸念する住民がいることも避けられません。
- ・ こうした懸念が感情的な対立までつながることなく、事業者と住民その他の関係者が冷静な議論が行えるよう信頼関係を構築することが重要であり、そのために適切なコミュニケーションをとることが必要となります。

#### ③ 事業期間が10年以上にわたるという長期的な視点からの実施

- ・ 再エネ発電事業は、事業期間が長期にわたることが想定されます。事業開始時だけでなく、事業終了までの間、社会情勢や環境の変化に対応しながら、事業を実施することが望まれます。

- 事業者は、地域との信頼関係を構築するために、次に掲げる事項に留意して適切なコミュニケーションをとるようする必要があります。
  - ① 地域の考え方を尊重する姿勢を示すこと
    - ・ 地域が大切にすもの、重視するものは、地域によって様々です。一方的に決めつけることなく、地域ごとの異なる価値観を尊重することが大切です。
    - ・ 再エネ発電事業は、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和が大前提であり、地域との合意形成に至らない場合は、事業内容を抜本的に見直し、場合によっては中止の判断を行う姿勢が望まれます。
  - ② 早い段階から地域とコミュニケーションを取り、地域の基本的な考え方を事業構想に反映できるようにすること
    - ・ 早い段階から地域の基本的な考え方を事業構想に反映することが、再エネ発電事業が地域に受け入れられることに繋がります。
    - ・ このため、はじめから事業計画が決定されたものとして一方的に伝えるのではなく、事業構想の段階から少しずつ地域に話を持ち掛け、むしろ共同で調査を行い、事業計画を作り上げるような関係が望まれます。
  - ③ 事業のメリットだけでなく、デメリット、リスクの情報を説明・共有した上で、意見の交換を行うこと
    - ・ 事業のメリットの情報のみを開示するだけでなく、デメリットやリスクに関する情報も正確に開示することで信頼関係の向上につながります。
    - ・ デメリットやリスクについての正確な情報を基に、長期に渡る事業期間の中で想定される様々な災害への対応、防止策等についても、しっかりとした議論を行うことが必要です。
  - ④ 説明は、客観的なデータや技術的な知見に基づき、できる限りわかりやすく行うこと
    - ・ 感情的な対立を生み出さないようにするためにも、客観的なデータや技術的な知見に基づき、できる限りわかりやすく説明した上で、議論することが必要です。
    - ・ 県や市町村が事業計画（案や構想段階のものを含む）に対してどのような意見であるかは、地域に対して大きな影響を持つものであり、事業者が伝聞情報として住民に伝えてよいものではありません。
- 本県は、令和2年8月に「ゼロカーボンやまがた2050」を宣言し、カーボンニュートラル社会の実現を目指して県を挙げて取組みを進めています。市町村や地元住民<sup>※</sup>は、事業者の説明に対して、次のような心構えで接することが必要です。
  - ・ 再エネ発電事業によるメリット・デメリットを確認した上で、どのようにすれば事業者の提案が受け入れられるかとの視点で議論を進めていくことが必要です。
  - ・ 事業者からの提案を門前払いするようなことは適切ではありません。
    - ※ 「地元住民」とは、条例第5条により規定する「関係市町村の住民のうち、再生可能エネルギー発電事業により、その生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者」であり、地域住民の具体的な例示については、P12に記載しています。
- 県・市町村との協議においては、条例の目的が達成されるよう、上記の観点も含めて、指導・助言を行います。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史・文化的環境 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境とが一体となって形成してきた良好な環境並びに人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された環境で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第5号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する設備及びその附属設備で、規則で定める出力以上のものをいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の全部又は一部を土地（造成された土地を含む。）に設置し、発電する事業をいう。

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める出力は、次の各号に掲げるエネルギー源ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光 500キロワット
- (2) 風力 500キロワット
- (3) 水力 200キロワット
- (4) 地熱 300キロワット
- (5) バイオマス 300キロワット

【施行期日】※条例附則第1項

- この条例は、令和4年4月1日（改正地球温暖化推進法の施行日）から施行する。

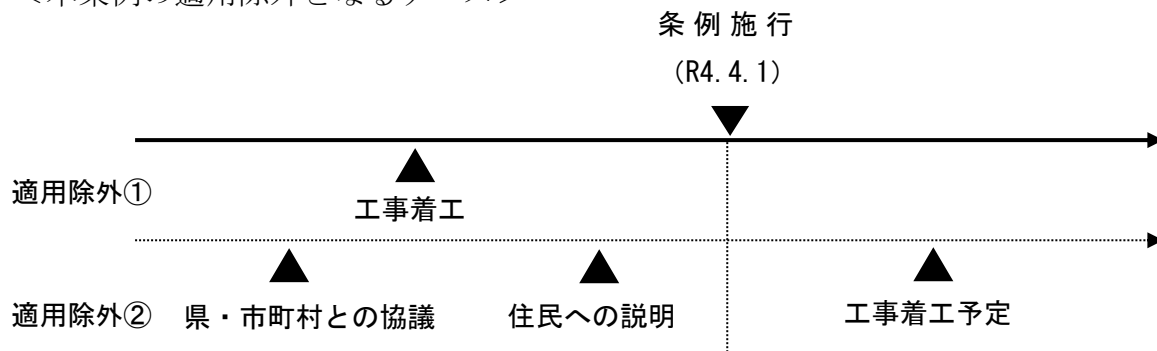
【適用】

- この条例の対象は、再生可能エネルギー発電設備の全部又は一部が土地に設置された場合であることから、太陽光パネルの全部が建物の屋根に設置される場合はこの条例の適用を受けません。ただし、太陽光発電パネルの一部が建物の屋根に設置され、残りが土地に設置された場合において、合計の出力が500キロワット以上となる場合は条例の適用を受けます。この場合、土地に設置された部分のみならず、建物の屋根に設置した部分も含めた全体が条例の対象となります。
- 再エネ海域利用法の手続きに則って、海域に設置される洋上風力発電設備等の海洋再生可能エネルギー発電設備は、この条例の適用を受けません。

(※ 条例附則第2項)

- この条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手される再エネ発電設備設置等工事に係る再生可能エネルギー発電事業（同日前に当該再生可能エネルギー発電事業について第4条及び第5条の規定による措置に相当する措置が講じられたと知事が認めるものを除く。）について適用する。

<本条例の適用除外となるケース>



- 適用除外②のケースへの該当・非該当については、案件ごとに条例第4条（協議）及び第5条（説明会）に相当する措置が講じられているかどうかを確認しますので、県エネルギー政策推進課までご相談ください。

## 第2章 再生可能エネルギー発電事業の実施

(再生可能エネルギー発電事業計画の作成及び認定)

第3条 再エネ発電事業実施予定者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再エネ発電事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電事業が法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係るものである場合には、当該再エネ発電事業実施予定者は、前項の認定を受けることを要しない。この場合において、当該再エネ発電事業実施予定者は、同条第3項の規定による認定を受けた旨を知事に届け出なければならない。

### 【施行規則】

第4条 再エネ発電事業計画は、別記様式第1号によるものとする。

2 再エネ発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図
- (6) 事業区域及びその周辺の現況を確認することができる写真
- (7) その他知事が必要と認める書面

### 【事業計画の認定】

- 本県において、条例第2条の出力以上の再エネ発電設備を設置する場合には、事業計画を作成し、当該計画について、知事の認定を受けなければなりません。
- いわゆるPPA事業の場合にあっては、発電設備を設置するPPA事業者が再エネ発電事業実施予定者となります。
- 事業計画は施行規則別記様式第1号によるものとし、下記に関する事項について作成していただくこととなります。
  - ・ 再エネ発電事業計画
  - ・ 土地の造成の方法に関する事項
  - ・ 再エネ発電設備の設置の方法に関する事項
  - ・ 再エネ発電事業の維持管理に関する事項
  - ・ 再エネ発電事業の廃止に関する事項
- ただし、当該事業計画が改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域におけるものである場合には、本条例による認定は必要ありません（市町村が認定したものを届出）。

(再エネ発電事業計画の案の協議)

第4条 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、前項の規定による協議の後、関係市町村（当該再エネ発電事業実施予定者が作成しようとする再エネ発電事業計画の案に関し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から意見を求める必要があると知事が認める市町村をいう。以下同じ。）の長に対し、規則で定めるところにより、当該再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議を求めなければならない。

#### 【施行規則】

第5条 再エネ発電事業実施予定者は、条例第4条第1項の規定により知事と協議しようとするときは、別記様式第2号により申し出なければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、条例第4条第2項の規定により関係市町村の長に対し協議を求めるときは、別記様式第3号により行わなければならない。

#### 【協議の目的】

- 県・市町村が、再エネ発電事業を実施するに当たっての関係法令、例規及び手続きの確認を行います。
- 事業計画の作成に当たり、県・市町村が検討すべき事項や配慮すべき事項等についての確認・助言を行います。

#### <協議内容イメージ>

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業を行う上での基本姿勢や地域との適切なコミュニケーションについて助言</li><li>・ 想定される関係法令手続き（県所管）の確認</li><li>・ 全県的な視点からの再エネ発電施設設置に当たっての検討・配慮事項等の確認・助言</li><li>・ 地域との共生策の相談（事例紹介）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業を行う上での基本姿勢や地域との適切なコミュニケーションについて助言</li><li>・ 想定される関係法令手続き（市町村所管）の確認</li><li>・ 各市町村における再エネ発電施設設置に当たっての検討・配慮事項等の確認・助言（説明会の対象範囲含む）</li><li>・ 地域との共生策の検討</li></ul>

## 【協議の前に行うべきこと】

- 県・市町村が、協議を受けた事業計画の案に対して、的確に確認、助言するため、再エネ発電事業実施予定者は、協議を行う前に、事業計画の案について、次のような調査や調整を行い、一定の熟度を確保する必要があります。
  - ・ 机上調査により、電源種別、出力、実施区域について、具体的な構想があること
  - ・ 事業の構想について、市町村に対し説明を行い、地域住民や自然環境等の地域の実情、先行事業者の有無等を聞き取るなどの相談を行っていること
  - ・ 想定している実施区域の地域のとりまとめ役（自治会長等）に、事業の構想を説明・相談し、事前調査の実施について説明・相談していること
    - ※ この際、市町村は事業者に対し地域のとりまとめ役の紹介及び仲介を行ってください。
  - ・ 市町村や地域のとりまとめ役と相談した内容を加味した検討を行っていること
  - ・ 流量観測、風況調査等の実施前等であり、事業実施の最終判断前であること
- 想定している事業区域に先行事業者がいる場合は、事業者の責任において、事業区域等の調整を行うこと。
  - ※ 県・市町村への協議を申し出た順序による有利不利はありません。
  - ※ 県に先行事業者の有無等について相談があれば、把握している範囲内で先行事業者の情報（具体名は当該事業者を了解を得た場合）を提供します。

## 【協議の流れ】

- 協議の流れは、まずは県へ協議を申し出、県との協議が終了した後、関係市町村へ協議を申し出ることを原則とします。
  - ① **協議申出書の提出（事業者 → 県・関係市町村）**

事業者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、協議申出書を県・関係市町村あてそれぞれ作成し提出します。

    - ※ 協議申出書の再生可能エネルギー発電設備の備考欄に、電源種別や発電設備の基数を記載すること
  - ② **確認・協議事項の整理・取りまとめ（県・関係市町村）**

県・関係市町村は、協議申出書を受理したときは、関係法令や検討・配慮事項等について、関係部署等に確認を行い、確認・協議事項を取りまとめます。
  - ③ **確認・協議事項の通知（県・関係市町村 → 事業者）**

県・関係市町村は、②で取りまとめた確認・協議事項を事業者へ通知します。
  - ④ **確認・協議事項への対応・見解報告（事業者 → 県・関係市町村）**

事業者は、通知を受けた確認・協議事項を確認し、県・市町村の関係部署等と必要な協議を行い、その対応・見解を県・関係市町村に報告してください。

### ⑤ 協議終了の通知（県・関係市町村 → 事業者）

県・関係市町村は、対応状況を確認し、事業者の確認・協議事項への対応が終了していると認めるときは、協議終了を通知します。

※ 確認・協議事項への対応が不十分であると認めるときには、再度④を実施することとなります。

### 【認定前の事業計画案等の変更】

- 事業実施区域や発電設備の出力等の計画案を変更する場合、検討・配慮すべき事項に影響する可能性があることから、協議終了後であっても県・市町村に相談してください。変更内容の程度によっては、県・市町村との協議から改めて手続きを行う必要があります。
- 事業計画の認定前に、事業譲渡、相続その他の事由により再エネ発電事業実施予定者が変更となった場合、原則として手続き途中の状況は引き継がず、県・市町村との協議から改めて手続きを行う必要があります。

（再エネ発電事業計画の案の説明）

第5条 再エネ発電事業実施予定者は、前条に規定する措置の後、再エネ発電事業計画の案を作成し、地元住民（関係市町村の住民のうち、再生可能エネルギー発電事業により、その生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者をいう。以下同じ。）に対して、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から、説明会の開催その他地元住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

### 【再エネ特措法（FIT/FIP認定要件）上の説明会との関係】

（基本的な考え方）

- 本条例に基づく説明会に関する開催手続き、説明対象、説明項目、実施の記録等の要件については、この手引きに特に記載がある場合を除き、再エネ特措法上の説明会として充足すべき要件に準拠することとします。

### 【説明の目的】

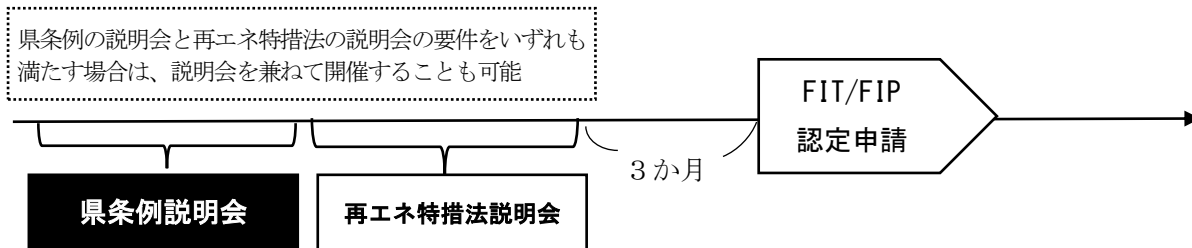
- 再エネ発電事業を実施するに当たっては、関係法令を遵守している場合であっても、地元住民とのコミュニケーション不足等により、軋轢が生じることがあります。説明に当たっては、事業計画作成の初期の段階から地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを目的とします。

### 【説明の実施時期】

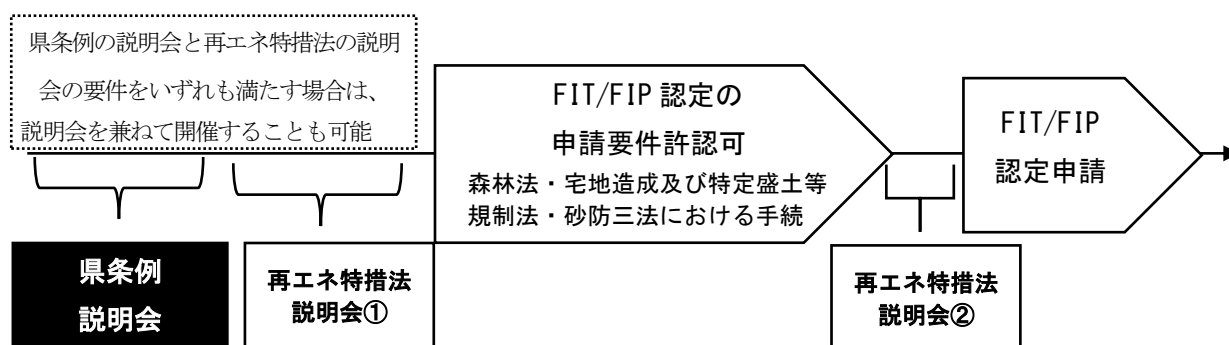
- 県・関係市町村との協議が終了し、事業計画案の作成後に実施してください。
- FIT/FIPの認定申請を行う場合にあっては、次の時期に実施してください。なお、再エネ特措法の要件と本条例の要件のいずれも満たす場合には、再エネ特措法上の説明会と本条例の説明会を兼ねて開催することを可能とします。



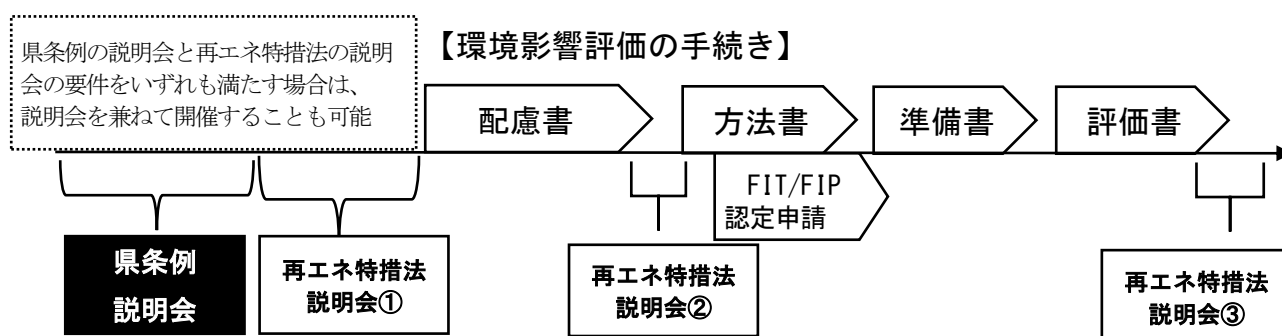
① FIT/FIPの認定申請のため、再エネ特措法上の説明会を実施する場合（②、③の場合を除く） ⇒ 再エネ特措法上の説明会（3か月前までの時期に開催）の実施以前



② FIT/FIP認定申請のため、申請要件許認可申請が必要な場合 ⇒ 当該許認可申請前に行う再エネ特措法上の説明会の実施以前



③ 環境影響評価法または県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行う場合 ⇒ 環境影響評価の手続き開始以前



**【説明（地元住民）の対象範囲】**

- 説明会の対象とすべき地元住民の範囲は、関係市町村との協議の段階から、市町村との協議の上、設定してください。
- 市町村は、地元住民の範囲を定めるに当たっては、再エネ特措法上の説明会の対象者を基準としつつ、例えば、以下のような生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者を含めるようにしてください。
  - ・ 事業区域の隣接する土地に係る地上権等の用益物権の権利者
  - ・ 太陽光発電の場合は、太陽光パネルの反射光の影響を受ける範囲内の住民
  - ・ 水力発電の場合は、事業区域内（特に河川の減水区間）からの用水の利用者（水利権・慣行水利権の存否を問わない。）
  - ・ 地熱発電の場合は、事業区域近隣の温泉事業者

(参考：再エネ特措法上の説明会の対象者)

- ・ 事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内に居住する者
  - (i) 低圧電源 (50kW未満) の場合 : 100m
  - (ii) 高圧電源 (50kW以上2,000kW未満) 又は特別高圧電源 (2,000kW以上) の場合 (次の場合を除く。) : 300m
  - (iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業 (第一種事業に限る。) の場合 : 1 km
- ・ 事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者

### 【説明会の場所、回数等】

- 説明会の開催場所及び日時については、市町村や自治会等と相談の上、地元住民が集まりやすい場所 (地域の公民館など) や日時 (土日の開催など) で実施してください。
- 説明会は、円滑な進行が期待できる適切な規模で開催することとし、対象となる地元住民が多い場合には、同じ内容で複数回開催するなどして対象住民全員に出席の機会を確保するようにしてください。
- 事業の実施場所の周辺に居住者がおらず、かつ市町村から説明会の対象として追加すべき者が示されなかった場合であっても、事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物の所有者が説明会への出席を希望する場合があります。また、地元住民がいないことを客観的に確認する必要があることから、説明会を開催 (開催する準備を行い、終了時刻まで待機) してください。

### 【説明会の開催手続き】

- 地元住民に対する説明会の開催案内は、開催予定日の2週間前までに、次のいずれかの方法により行ってください。
  - ・ ポスティングによる書面配布
  - ・ 戸別訪問による書面配布
  - ・ 回覧板への掲載
  - ・ 関係自治体の公報又は広報紙 (紙媒体のものに限る。) への掲載
- 開催案内には、次の事項を明示してください。
  - ・ 説明会の開催日時及び開催場所
  - ・ 再エネ発電事業実施予定者の氏名・名称及び連絡先
  - ・ 再エネ発電事業の概要 (電源種別、出力、事業実施場所)
  - ・ 再エネ発電事業の実施に係る工事の期間
  - ・ 再エネ発電設備の運転開始予定時期
  - ・ 開催する説明会が本条例に基づくものである旨
  - ・ 説明会の参加に当たっての通知事項 (説明会出席時に持参すべき物、説明会において録音・録画を行われること、開催案内に係る不明点についての問い合わせ先等)

## 【説明の内容等】

- 説明会においては、(1) 再エネ発電事業計画の案、(2) 事業の影響、(3) 関連する項目について説明を行ってください。

### (1) 事業計画の案の概要

- ① 再エネ発電事業実施予定者に関する事項
  - ・ 個人の場合は氏名、法人の場合は名称
  - ・ 主たる事務所及び事業を担当する県内の事務所の所在地
  - ・ 法人の場合は、その代表者及び役員の氏名・概要並びに主な出資者
  
- ② 再エネ発電事業に関する事項
  - ・ 発電事業の名称
  - ・ 発電事業の内容（電源種別）
  - ・ 発電設備の出力
  - ・ 設置形態
  - ・ 事業期間
  - ・ 事業区域
  
- ③ 再エネ発電事業のために必要な手続きの取得状況、取得手続きのスケジュール及び法令遵守のために必要な実施体制
  
- ④ 事業区域に係る所有権その他の使用権原取得の有無（取得できていない場合はその取得予定状況）
  
- ⑤ 土地の造成に関する事項
  - ・ 工事の内容
  - ・ 工事期間
  - ・ 工事中の安全確保の体制（工事関係車両の交通安全を含む）
  - ・ 解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他の廃材等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
  
- ⑥ 発電設備の設置に関する事項
  - ※⑤と同じ
  
- ⑦ 発電設備の維持管理の方法
  - ・ 点検の項目及び頻度
  - ・ 保守点検の体制（責任者及び点検予定事業者等）
  - ・ 事故・災害等の緊急時の連絡先及び地元住民等に対する連絡体制
  - ・ 事業期間中における地元住民等に対する定期的な状況報告
  
- ⑧ 発電事業の廃止の方法に関する事項
  - ・ 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額
  - ・ 廃棄費用の確保に関する事項（積み立ての場合にあっては、積み立ての期間と積

立単価を含む)

- ・ 太陽光発電の場合は、太陽光パネルのメーカー名、製造時期及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報
- ・ 解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他の廃材等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
- ・ 関係法令の遵守体制等
- ・ 土地の原状回復の内容

## (2) 事業の影響と予防措置

- ① 安全面の影響及び予防措置
- ② 景観面の影響及び予防措置
- ③ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

※ ①～③の詳細については、再エネ特措法上の説明会に準拠すること（ただし、県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象となる場合についても、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象の場合と同様に扱うこと）

## (3) 地域との共生のための取組み（以下は一例）

- ・ 発電した電力の地域への供給（災害時の活用可能性を含む）
- ・ 地元企業への発注、地元からの資材調達、地域住民の雇用
- ・ 売電収入の地域への還元
- ・ 地域の環境保全の取組みへの協力 など

- 説明する再エネ発電事業計画の案は、県及び市町村と協議を行った案の内容に沿ったものとしてください。県・市町村との協議終了後かつ説明会の開催前に案の内容を変更するときは、あらかじめ県に相談してください。

### 【議事及び意見調整】

- 説明会には、再エネ発電事業実施予定者本人（法人の場合は、役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明を行える者）が出席し、説明してください。なお、委託業者等に専門的・技術的知見に基づいて補足説明を行わせることは差し支えないが、説明の内容については、再エネ発電事業実施予定者が責任を持つようにしてください。
- 説明会では質問等に十分に対応できる時間及び意見交換の時間を確保してください。
- 説明会の開催時間中は、途中参加や途中退出を可能としてください。また、直接又は間接的に地元の住民の参加を拒否したり、参加を断念させるようなことは行わないようにしてください。

- 参加者からの質問・意見に対しては誠実に対応してください。なお、ここでいう「誠実な対応」には、次の要素が含まれます。
  - ・ 事実に基づき正確に説明すること
  - ・ 客観的にかつ具体的に回答すること
  - ・ 回答の理由や背景についても言及すること
  - ・ 個人情報・プライバシー・権利等を侵害しない範囲で、最大限可能な回答をすること。回答を差し控える場合は、その理由を説明すること。
  
- 説明会の開催後に、以下に掲げる方法に従い、説明会に出席した住民の質問等を受け付けた上で、誠実に回答してください。
  - ・ 説明会において、質問等の提出先を説明すること
  - ・ 説明会開催後2週間以上の期間を設けて質問等を受け付けること。
  - ・ 質問等への回答は、受け付けた質問を明示した上で書面で行うこと
  - ・ 回答の配布は、原則として開催案内と同じ方法によること。但し、質問等が特に多い場合は、再度説明会を開催して、作成した書面を基に説明を行うこと。
  
- 説明会及びその後受け付けた質問・意見について、必要に応じて事業計画の案に反映してください。反映の可否及び反映できない場合の理由については、質問等に対する回答により説明してください。

#### 【説明会の記録等】

- 説明会の開催内容について、事後的に客観的な検証をすることができるよう、説明会の議事全体について、録音（音声の記録）・全景を録画（映像の記録）し、記録媒体に記録してください。
  
- 開催案内において、説明会の録音・録画を行うことを事前周知するとともに、説明会の冒頭において再度説明してください。
  
- 説明会の記録に当たっては、出席者のプライバシーを保護するため、以下の点に留意してください。
  - ・ 出席者の背面から、説明者の正面が映る角度で録画すること
  - ・ 録画・録音は事業者（従業員を含む）が自ら行うこと
  - ・ 録画・録音したものは公表しないこと
  
- 開催した説明会について、開催案内、説明会内容の概要、住民からの質問・意見（説明会開催後に受け付けたものを含む）及びそれに対する回答を取りまとめたもの（配布資料を含む）を、認定申請時に添付することとなります。
  
- 説明会に関する提出資料の記載事項に関し検証が必要となった場合は、説明会の記録の提出を求める場合がありますので、説明会の記録は、発電事業の期間が終了するまでの間、継続して適切に保管してください。

(再エネ発電事業計画の案の届出)

- 第6条 再エネ発電事業実施予定者は、地元住民の意見を踏まえ、必要に応じて再エネ発電事業計画の案を修正し、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及び当該再エネ発電事業計画の案を公表しなければならない。

**【施行規則】**

- 第6条 再エネ発電事業実施予定者は、条例第6条第1項の規定による届出は、別記様式第4号による届出書を提出して行わなければならない。
- 2 条例第6条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

**【事業計画案の届出】**

- 地元住民への説明を行い、必要に応じて事業計画案の修正を行った後、当該事業計画案を県に届け出てください。

**【事業計画案の公表】**

- 届出された事業計画案について、県はホームページ上で公開し、地元住民等その他の当該再エネ発電事業に関し利害関係を有する者が意見を提出できる機会を設けます。  
(意見書の提出期間は公表の日から30日以内)

(意見書の提出)

- 第7条 前条第2項の規定による公表があったときは、地元住民その他の当該再生可能エネルギー発電事業に関し利害関係を有する者は、当該公表の日から30日以内に、知事に対し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。
- 2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書の概要を再エネ発電事業実施予定者に通知し、期限を定めて当該再エネ発電事業実施予定者に対し、当該概要に対する見解を求めなければならない。
- 3 再エネ発電事業実施予定者は、第1項の意見書の提出があったときは、その意見を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

**【施行規則】**

- 第7条 条例第7条第1項の意見書は、別記様式第5号によるものとする。

### 【意見書の提出】

- 県が事業計画の案を公表した後、地元住民等その他の当該再エネ発電事業に関し利害関係を有する者は、県へ意見書を提出することができます。

### 【利害関係者の範囲】

- 利害関係者とは、説明の対象となった地元住民の他、事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権若しくは地上権その他の用益物権を有する者又は隣接する土地に存する建築物について所有権又は借地権を有する者等とします。  
※ 意見書提出の際には利害関係の内容等を記載することが必要です。

### 【意見書に対する見解】

- 県は、意見書の受付期間が終了した後、意見の概要を事業者に通知します。
- 事業者は、意見に対する見解を記した見解書を作成し、県に提出してください。県は、意見の概要及び見解書をホームページ上で公表します。
- 事業者は、認定申請を行う事業計画を作成するに当たって、意見を踏まえ、必要な措置（事業計画への反映等）を行ってください。

（再エネ発電事業計画の認定の申請等）

第8条 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請書を提出しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第2項後段の規定による届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより、法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写しを添えて行わなければならない。

### 【施行規則】

第8条 条例第8条第1項の申請書は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、別記様式第7号により行わなければならない。

### 【環境影響評価との関係】

（基本的な考え方）

- 環境影響評価の対象となる事業計画については、環境影響評価の手続きに入る前に、本条例に基づく説明会を開催し、住民との意見調整をあらかじめ進めておくようにしてください。
- 環境影響評価の対象となる事業計画であって、FIT/FIPの認定を受けようとする場合は、再エネ特措法上の説明会であって、評価書公告後に行うこととされているものを開催した後に認定申請を行ってください。

- FIT/FIPの認定を受けない場合を含め、住民との意見調整や環境影響評価手続きを進める中で、条例に基づく説明会で説明を行った事業計画案が変更された場合等には、地元住民の方へ改めて説明会を実施するなど、適宜コミュニケーションを取りながら進めてください。

(既に環境影響評価の手続きに入っている案件の考え方)

- 本条例の施行日（令和4年4月1日）において、方法書以降の手続きに進んでおり、説明会を実施している案件については、当該説明会の実施状況等を確認の上、条例附則第2項の規定により、本条例の適用除外とし、認定申請は不要となります。

(関係市町村の長からの意見聴取)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、関係市町村の長に対し、同項の申請書の写しを送付するとともに、期限を定め、当該関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

**【市町村長からの意見聴取】※県が実施**

- 県は、事業者からの認定申請書を受理したときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、申請の内容に対する自然環境及び歴史・文化的環境等の調和の観点からの意見をお聴きします。



(認定の基準)

第10条 知事は、第7条第1項の意見書、同条第2項の見解、第8条第1項の申請書及び前条の意見を踏まえ、当該再生可能エネルギー発電事業の実施についてこの条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、第3条第1項の認定をするものとする。

2 第3条第1項の認定には、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することができる。

3 知事は、第3条第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該再エネ発電事業計画を公表するものとする。

**【施行規則】**

第9条 条例第10条第3項の規定による再エネ発電事業計画の公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 認定再エネ発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定再エネ発電事業計画に定める再エネ発電事業の内容及びその実施時期
- (3) 認定再エネ発電事業計画に定める事業区域の位置
- (4) 認定再エネ発電事業計画に定める再エネ発電設備の出力

**【認定・不認定の判断】**

○ 県は、利害関係者からの意見書の内容、その意見に対する事業者の見解、事業計画の内容、市町村長の意見を踏まえ、関係法令に違反していないと認められるときには、当該事業計画の認定を行います。

※ 必要に応じて、後述の「山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会」に意見を求めることがあります。

○ 本条例では「関係法令に違反していないと認めるとき」は認定を行うこととなりますので、事業内容等に応じ、関係法令の所管部署と相談しながら、協議の後、説明会の後など、適切な時期に関係法令の手続きを実施してください。

**【認定する際に付する条件】**

○ 県は、事業計画を認定する際に、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することがあります。

**【認定の公表】**

○ 県は、申請のあった事業計画を認定したときは、県のホームページで公表します。

(再エネ発電事業計画の変更等)

第11条 認定再エネ発電事業実施者(第3条第1項の認定(この項の規定による変更の認定を含む。)を受けた者をいう。以下同じ。)は、同条第1項の認定を受けた再エネ発電事業計画(この項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定再エネ事業計画」という。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の変更の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定再エネ発電事業実施予定者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第4条から前条までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

4 第3条第2項後段の規定による届出を行った再エネ発電事業実施予定者は、法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第3項の規定による認定を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

#### 【施行規則】

第10条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電設備の合計出力を増加させる変更

(2) 再生可能エネルギー発電事業を実施する事業区域の面積の変更(新たに事業区域となる部分の面積が変更前の事業区域の面積の20パーセントを超える増加又は、1ヘクタールを超える増加の場合に限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、その変更の内容が地域の自然環境、歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める変更

2 条例第11条第2項の規定による届出は、別記様式第8号により行わなければならない。

#### 【変更認定申請】

○ 事業計画を変更するときには、あらかじめ事業計画の変更の認定を受けなければなりません。

○ 変更の認定申請を行う際には、あらかじめ県及び関係市町村との協議を実施するとともに、変更申請の内容について、地元住民への説明を行ってください。

○ 変更の認定申請については、変更認定申請書に変更後の事業計画を添付して提出してください。

## 【軽微変更届出】

- 事業計画のうち、以下のいずれの事項にも該当しない変更をするときは、県の認定は不要ですが、軽微変更届に変更に係る関係書類を添えて県に届け出なければなりません。
  - ・ 再エネ発電設備の合計出力が増加する変更
  - ・ 事業区域の面積が20%又は1 haを超える増加を伴う変更
  - ・ 変更内容が地域の自然環境及び歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがある変更（切土又は盛土の土量の変更、再生可能エネルギー発電設備の設置場所の変更、水力発電における減水区間の変更等）

### （地位の承継）

- 第12条 認定再エネ発電事業実施者が当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を譲渡したときは、譲受人は、認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。
- 2 認定再エネ発電事業実施者について相続、合併又は分割（当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継した法人は、認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により認定再エネ発電事業実施者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

### 【施行規則】

- 第11条 条例第12条第3項の規定による届出は、別記様式第9号によるものとする。
- 2 条例第12条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
- (1) 認定再エネ発電事業者の地位を承継した年月日
  - (2) 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (4) 承継の原因

### 【地位の承継】

- 法人が事業を売却した場合、個人の事業者が事業を相続した場合、別の者が事業を引き継いだ場合には県に届け出てください。
- 地位の承継を行う事業者は、承継を受ける者に地元住民等との取決めの内容その他の調整の状況等の情報を伝達するとともに、地元住民に自ら紹介する等、承継を受ける者が地元住民等との信頼関係を構築するための支援を実施するようにしてください。（相続による場合を除く。）
- 地位を承継した事業者は、事業を譲り受け、再生可能エネルギー発電設備の管理を自

らの責任の下で行うことについて、地元住民等に説明会を開催する等により周知するよう努めてください。

(工事の実施)

第13条 認定再エネ発電事業実施者が行う再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事及び当該再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の造成に関する工事（以下「再エネ発電設備設置等工事」という。）は、認定再エネ発電事業計画に従って行わなければならない。

**【工事の実施】**

- 認定後の工事の実施に際しては、認定を受けた事業計画に従って工事を実施しなければなりません。

(工事の届出)

第14条 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備設置等工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。  
2 認定再エネ発電事業実施者が再エネ発電設備設置等工事を中止する場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

**【施行規則】**

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、別記様式第10号により行わなければならない。  
2 条例第14条第2項の規定による届出は、別記様式第11号により行わなければならない。

**【工事着工届】**

- 認定後の工事着工に当たっては、あらかじめ工事着工届出書を県に提出しなければなりません。

**【工事の中止】**

- 何らかの理由により、工事を中止する場合は、その旨を県に届け出なければなりません。

(工事の停止命令等)

第15条 知事は、再エネ発電設備設置等工事について、当該再エネ発電設備設置等工事に係る認定再エネ発電事業計画に適合しないことが明らかであると認める場合には、認定再エネ発電事業実施者に対し、当該再エネ発電設備設置等工事の停止又は中止その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### 【工事の停止命令】

- 事業計画と異なる工事を実施した場合には、工事の停止命令の対象となります。
- 工事の停止命令に正当な理由なく従わなかった場合は、認定を取り消すことがあります。

(維持管理の方法)

第16条 認定再エネ発電事業実施者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電事業を実施する区域内の土地の維持管理をしなければならない。

#### 【維持管理の方法】

- 認定を受けた事業者は、事業計画に従って発電設備等を維持管理しなければなりません。
- 事業計画に記載している発電設備の点検等を行った場合は、その旨を記録し、3年間保存してください。

(廃止の方法)

第17条 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を廃止しなければならない。

- 2 前項の規定により再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第3条第1項の認定(第11条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)は、第1項の規定により認定再エネ発電事業実施者が認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

#### 【施行規則】

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、別記様式第12号により行わなければならない。

### 【事業の廃止】

- 事業者は、事業計画に従って計画どおりに事業を廃止しなければなりません。
- 事業の廃止とは、再エネ発電設備の解体から撤去までの一連の作業が完了することをいい、工事に伴い生じる廃棄物の処理も含まれます。
- 事業の廃止が完了したときは、速やかに、事業廃止届出書を知事に提出しなければなりません。

### 【認定の失効】

- 認定エネ発電事業計画に係る事業の廃止を完了したときは、当該事業計画に係る認定の効力は失われます。

#### (報告徴収及び立入検査)

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 【施行規則】

第14条 条例第18条第2項の証明書は、別記様式第13号によるものとする。

### 【報告徴収及び立入検査】

- 県は、事業の状況、再エネ発電設備及び事業区域内の状況等について、事業者には報告を求め、また、立入検査を行うことがあります。
- なお、これらに従わない場合には、認定を取り消すことがあります（条例第20条第2項第2号）。

(改善命令等)

第19条 知事は、認定再エネ発電事業実施者による第16条の維持管理又は第17条第1項の規定による廃止が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、維持管理又は廃止について改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないとき。
- (2) 第10条第2項の規定により第3条第1項の認定に付された条件に違反したとき。

### 【改善命令の対象】

- 県は、次のような場合は認定を受けた事業者へ必要な改善命令をすることがあります。
  - ・ 事業計画に従った再エネ発電事業を実施していない場合
  - ・ 認定に付した条件に違反した場合

(認定の取消し)

第20条 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により第3条第1項の認定を受けたときは、当該認定を取り消さなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。
  - (1) 認定再エネ発電事業実施者が、第15条又は前条の規定による命令に違反したとき。
  - (2) 認定再エネ発電事業実施者が、第18条第1項の規定により報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 知事は、前2項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

### 【施行規則】

第15条 条例第20条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを行った年月日
- (2) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを受けた認定再エネ発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを行った理由

## 【認定の取消し】

- 県は、次のような場合には認定を取り消すことがあります。
  - ・ 不正な手段（虚偽の申請内容等）により認定を受けたとき
  - ・ この条例に基づく県の命令に違反したとき
  - ・ 正当な理由なく、求められた報告や立入検査を拒んだり、妨害し、又は避けたとき
- 認定の取消しを行った場合には、事業者の氏名等を公表します。
- 認定を取り消された事業者は、事業計画に定められた方法等に従い、事業を廃止しなければなりません。

### （勧告及び命令）

- 第21条 知事は、第3条第1項の認定を受けないで再生可能エネルギー発電事業を実施している者に対し、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
  - 3 知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく同項の規定による命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、当該者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。
  - 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

### 【施行規則】

- 第16条 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
- (1) 条例第21条第2項の規定による命令の年月日
  - (2) 条例第21条第2項の命令に違反した認定再エネ発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 条例第21条第2項の命令に違反した事実

## 【認定を受けずに再エネ発電事業を実施した場合】

- 認定を受けずに再エネ発電事業を実施している事業者に対しては、必要な手続きの実施を「勧告」します。
- 「勧告」に従わない場合、改めて必要な手続きの実施を「命令」し、それにも従わない場合は「氏名や違反の事実等を公表」します。
  - ※ 経済産業省から、FIT等の認定を受けている事業者については、その認定が取り消されることがあります。



### 第3章 山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

#### (設置)

第22条 第3条第1項の認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (委員)

第23条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (委員長)

第24条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第25条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (専門委員)

第26条 委員会に、専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (庶務)

第27条 委員会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

#### (委任)

第28条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 【解説】

- この章の規定は、再エネ発電事業計画の認定に当たって必要な事項を調査・審議する「山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会」の設置や運営について定めるものです。

## 第4章 委任

(市町村の条例との関係)

第29条 市町村の条例により、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域において行う再生可能エネルギー発電事業については、第4条から第7条まで、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第12条から前条までの規定は適用せず、第3条第2項中「法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係るもの」とあるのは「第29条に規定する市町村の区域内で行おうとするもの」と、「同条第3項の規定による認定を受けた」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業を行う」と、第8条第2項中「法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写し」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類」と、第11条第4項中「第3条第2項後段」とあるのは「第29条の規定により読み替えて適用する第3条第2項後段」と、「法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第3項の規定による認定を受けた」とあるのは「第29条の規定により読み替えて適用する第8条第2項に規定する再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類の記載事項に変更があった」とする。

### 【解説】※条例第29条

- 市町村の条例によって、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されると認められるときは、その市町村内で実施される再生可能エネルギー発電事業について、事業者は次の手続きを行う必要がありません。
  - ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の案の作成に係る県、市町村との協議（第4条）
  - ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の案の地元住民への説明（第5条）
  - ・ 地元住民の意見を踏まえた再生可能エネルギー発電事業計画の案の修正、県への届出（第6条）
  - ・ 利害関係者からの意見を踏まえた必要な措置の実施（第7条）
  - ・ 再生可能エネルギー発電事業計画の県への認定申請（第8条第1項）
  - ・ 認定を受けた再生可能エネルギー発電計画の変更申請（第11条第1項）
  - ・ 認定を受けた再生可能エネルギー発電計画の軽微な変更の届出（第11条第2項）
  - ・ 認定を受けた再生可能エネルギー発電計画の変更を行う場合の以下①～⑤の手続き（第11条第3項）
    - ① 県・市町村との協議
    - ② 地元住民への説明
    - ③ 地元住民の意見を踏まえた修正及び県への届出
    - ④ 利害関係者からの意見を踏まえた必要な措置の実施
    - ⑤ 県への再認定の申請
- 「適切な実施が確保される」かどうかの認定は県が行いますので、事業者の判断で手続きを省略することはできません。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】** ※条例第 30 条

- この条文は、条例の適用や運用の細目について規則で定めることを明示したものです。規則に定める事項も、この条例の規定と同様に遵守する必要があります。
  
- 条例の各種手続きに必要となる様式についても、規則に定めがあります。

# 様式集

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考
再エネ発電事業実施予定者に関する事項	氏名又は名称		
	代表者	役職	
		氏名	
	役員	役職	
		氏名	
	役員	役職	
氏名			
住所又は所在地			
再生可能エネルギー発電事業に関する事項	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電事業の内容		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	実施時期	造成工事	
		設置工事	
		発電期間	
		事業廃止	
	事業区域	位置	
面積			
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

## 土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置		
造成工事 に関する 事項	造成工事の内容	
	切土又は盛土を する土地の面積	
	切土の土量	
	盛土の土量	
造成工事の期間		
造成工事の工程		
造成工事の施工前と施工後の 土地の形質の変更状況		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

## 再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備 の構造		
再生可能エネルギー発電設備 の出力		
再生可能エネルギー発電設備 の事業区域内の位置		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の内容		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の期間		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の工程		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間		
事業区域及び再生可能エネルギー発電設備の点検	点検の項目	
	点検の頻度	
	点検予定業者等	
事業区域の管理者		
緊急時の連絡先		
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日		
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法		

様式第2号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議書

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第1項（第11条第3項において準用する第4条第1項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議します。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名	称	
事業区域	位 置	
	面 積	
再生可能エネルギー 発電設備	出 力	
	設 置 面 積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--



様式第3号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議申出書

年 月 日

（関係市町村長） 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第2項（第11条第3項において準用する第4条第2項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議を求めます。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名	称	
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー 発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に係る届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案を作成しましたので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第6条第1項（第11条第3項において準用する第6条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合に記載すること。）

--

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する意見書

山形県知事 殿

意見提出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第7条第1項（第11条第3項において準用する第7条第1項）の規定による意見は、次のとおりです。

意見の対象となる再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の名称	
上記計画（の変更）の案との関係	
地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見	

（注）上記計画（の変更）の案との関係の欄には、利害関係の内容を記載すること。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 殿

申請者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項（第11条第3項において準用する第8条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
説明会の概要			
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案への反映状況の概要	
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）		
	条例第4条に規定する協議の結果を記載した書面		

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

再生可能エネルギー発電事業（変更）届出書

山形県知事 殿

届出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第3条第2項後段（第11条第4項）の規定により、再生可能エネルギー発電事業について次のとおり届け出ます。

届け出る再生可能 エネルギー発電事 業	名 称	
	再生可能エ ネルギー発 電設備の出 力	
	事業区域の 位置	

変更の概要（再生可能エネルギー発電事業の内容を変更した場合に記載すること。）

認定再エネ発電事業計画変更届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業計画について軽微な変更をするので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業 の名称	
再生可能エネルギー発電設備 の出力	
事業区域の位置	
認定を受けた年月日	
発電の開始の状況	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後（運転開始年月日                      ）

変更の概要

--

承継届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業実施者の地位を承継したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定再エネ発電事業計画	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
	発電の開始の状況		<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日 )
承継の内容	承継の年月日		
	被承継者	氏名又は名称	
		代表者の氏名	
		住所又は所在地	
承継の理由			

工事着工届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業設備設置等工事を行うので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事着工予定年月日		
工事完了予定年月日		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	



工事中止届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電設備設置等工事を中止するので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事中止年月日		
工事を中止する理由		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

## 事業廃止届出書

山形県知事 殿

届出者

再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

## 廃止の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	
事業廃止年月日	

様式第13号

(表)

第	号	身分証明書		
		所属		
		氏名		
		年	月	日生
		年	月	日交付
		写真		
上記の者は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境との調和に関する条例(令和3年12月県条例第66号)第18条第1項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。				
山形県知事				印

(裏)

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

承諾書を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(別紙)

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令一覧

	関係法令	項目	該当の有無	現状(有の場合)	確認・手続先	備考
1	国土利用計画法	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
2	都市計画法	都市計画法に基づく開発許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
3	河川法	河川法に基づく工作物の新築等の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
4	港湾法	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占有の許可、臨港地区内における行為の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
5	海岸法	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
6	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
7	砂防法	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占有許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
8	地すべり等防止法	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
9	景観法	景観法に基づく届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
10	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続き	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
11	農地法	農地法に基づく農地転用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
12	森林法	森林法に基づく隣地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林届出手続	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
13	文化財保護法	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
14	土壤汚染対策法	土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
15	自然公園法	自然公園法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
16	自然環境保全法	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):	

18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
19	環境影響評価法	環境影響評価法・条例に係る環境評価手続（環境影響手続における事業名称：）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
20	宅地造成及び特定盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
21	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域内の行為許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
22	山形県立自然公園条例	山形県立自然公園条例に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
23	山形県自然環境保全条例	山形県自然環境保全条例に基づく工作物新築許可等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
24	山形県環境影響評価条例	環境影響評価法・条例に関する環境影響評価手続（環境影響評価対象事業名：）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
25	山形県水資源保全条例	水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行なおうとする場合の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
26	山形県が管理する港湾の臨港地区内の区分における構築物の規制に関する条例	構築物の規制に関する確認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
27	山形県文化財保護条例	県指定史跡・名勝・天然記念物の現状変更許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
28			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	
29			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手続済 <input type="checkbox"/> 手続中 <input type="checkbox"/> 手続予定 (年 月予定)	確認日： 部署： 担当者名（役職）： 連絡先（TEL）：	

※ 再エネ発電設備を設置する際に通常想定される関係法令を記載しています。必要に応じて関係法令・項目を追加してください。

※ 備考欄には、関係部署からの指摘事項等を簡潔に記載してください。